

令和5年5月15日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社千葉銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
千倉支店	千葉県南房総市千倉町北朝夷2798番地	千葉県館山市北条1823番地（館山支店内）	2023年9月19日

(2) 変更の理由

店舗の移転のため